

「茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

1 募集期間 令和2年11月25日（水）～ 令和2年12月24日（木）

2 意見の件数 13件

3 意見提出者数 2人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	0人

5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	標題に関する意見	1件
2	昨年度実施の（仮称）茅ヶ崎市公文書等管理条例の考え方（案）のパブリックコメントとの関連性に関する意見	1件
3	国際ガイドラインに関する意見	1件
4	その他公文書管理に関する意見	3件
5	パブリックコメント手続に関する意見	6件
6	その他の意見	1件
	合計	13件

修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市文化生涯学習部文化生涯学習課市史編さん担当
0467-82-1111（内線 1245）
e-mail:bunkashougai@city.chigasaki

(意見及び市の考え方)

■ 標題に関する意見 (1 件)

(意見 1)

当パブコメ標記(標題)「・・・基づく利用請求に対する処分に係る審査基準(素案)」とありますが、何か適切な標題(タイトル)(名前)でないような気がする。全体を見直してと思う。たとえば処分を処理するとか「・・・に対する処分に係る・・・」を削除するとか、表現が適切に思う。市民に対して適切に思う。

(市の考え方)

いただいた御意見を参考に、適切な標題となるよう検討します。

■ 昨年度実施の(仮称)茅ヶ崎市公文書等管理条例の考え方(案)のパブリックコメントとの関連性に関する意見(1 件)

(意見 2)

前回市公文書管理のパブコメしたと思う。それとの関連性の説明もして欲しいです。

(市の考え方)

昨年度、「(仮称)茅ヶ崎市公文書等管理条例の考え方(案)」について御意見をいただきました。本審査基準(素案)は、茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づき、特定歴史公文書等の利用請求があった場合に適用するものです。

■ 国際ガイドラインに関する意見(1 件)

(意見 3)

国際ガイドライン等々の説明をもっとして下さい。(その中には利用制限すべき情報がある場合必要最小限を行うとする等と説明はありますが当然と見る)

(市の考え方)

1968(昭和43)年、ICA(国際公文書館会議)マドリッド大会において出された国際ガイドライン(「30年原則」)とは、個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、利用決定等を行う時点における利用制限は、原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとするものです。本市においても、このガイドラインを踏まえるものとします。

■ その他公文書管理に関する意見(3 件)

(意見 4)

現行の市文書管理はどうなっていますか。わたしの提案でお聞きしたことがありますがよく分かりません。

(市の考え方)

御説明させていただきますので、お気軽に窓口までお越しください。

(意見5)

茅ヶ崎の行政、議会で必要な公文書にも係わらず、公文書が作成されていないという事例が発生している。

①香川公民館雑木林問題

当時の根本市長、小出教育長、助役が公民館竣工時、教育等の為に地主に直接、雑木林を無償に近い形で貸してほしいと懇願していたにも係わらず、公文書として記録文が作成されておらず高い安いの関係をもって雑木林が破壊の目にあってしまった。

②防犯灯電気料金不正使用裁判

裁判の火種となった元市議会議員2名と元安全対策課長と元補佐との話合いの記録が公文書として作成されていなかった。

③東海岸小学校いじめの裁判

裁判の根幹をなす、茅ヶ崎教育委員会元教育指導課長と元指導課補佐2名といじめひがいの保護者との話合いの記録が公文書として作成されていなかった。

上記内容の公文書が作成されていなかった事は無政府、無行政状態(常態)を示す危険な状態(常態)です。

公文書が作成されず戦い(裁判等)が発生した場合は当事者は、茅ヶ崎市から離れ私的個人、私的組織(団体)による戦い(裁判等)とすることを記述する事。

(意見6)

近年、茅ヶ崎市において公文書として公開されるべき文章が作成されていないというゆいしい問題が発生している。

茅ヶ崎市長、市幹部、職員、教育長、教員職員は、市幹部、職員、教育長、教員職員および茅ヶ崎市民、企業、その他の人と話し合として労働時間、労働費が発生した場合は、公文書として話し合議事録を作成する事。を記述してほしい。

(市の考え方)

本審査基準(素案)は、茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づき、特定歴史公文書等の利用請求があった場合に適用するものです。

■パブリックコメント手続に関する意見(6件)

(意見7)

パブリックコメント(意見募集)例年もこの(当)時期6, 7, 8件ちょっと多いのではと思う。

(意見8)

これではパブコメの意味もなくなってしまうのでは。

(意見9)

それは当自治基本条例や市民参加条例にも反さないでしょうか。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定を始めとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまから御意見をいただく機会を設定し、寄せられた御意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益な御意見を考慮しながら政策等を決定していく、市民参加の方法の一つです。

パブリックコメント手続の実施に当たっては、対象とする計画等の論点が明確になった段階で、かつ、市民の皆さまの御意見を反映することが可能な段階を見極めたうえで最も適切な時期を設定することが必要かつ効果的であり、月ごとの実施件数に限度を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えております。

そのため、今後とも引き続き、適切なタイミングでパブリックコメント手続を実施してまいりますので、御理解の程よろしく申し上げます。

(意見10)

当パブコメの啓発（PR）も少なかったのでは。これではパブコメ応募者も少なくなると思う。

(意見11)

新型コロナウイルス感染症により多くの講座等が中止等となるなか、当パブコメ実施にもっと工夫できなかったでしょうか（延期も含め）。

(意見12)

ユーチューブ配信あったとしてもデジタル（ユーチューブ）等しない市民（国民）1～2割（10%～20%）その人に配慮してパブコメ実施してほしいです。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定を始めとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまから御意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

実施に当たっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示、メール配信サービスに加え、市役所内デジタルサイネージの活用、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続を始めとした市民参加の方法の実施に当たっては、案件に応じて組み合わせるなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

■その他の意見（1件）

その他1件の意見をいただきました。